

## 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

本県では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）に基づき、皆様が安心して求職活動を行えるよう、セクシュアルハラスメントの防止に努めています。

### ○求職者等に対するセクシャルハラスメントとは

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるものです。

### ○求職活動等に関するルール

上記のようなセクシュアルハラスメントを防ぐため、以下のルールを遵守します。

1. インターンシップ、採用試験及び合格者説明会等の求職活動から採用に至るまでの一連の活動において、使用する連絡媒体は電話、メール又は郵送のみです。  
その他SNS媒体を利用した個人への連絡をすることはありません。
2. 私的な接触（連絡等を含む。）をすることはありません。

### ○求職活動中にセクシュアルハラスメントを受けた場合の相談窓口

求職活動中に、セクシュアルハラスメントの被害を受けた場合は、一人で悩まず、以下の相談窓口へご相談ください。

#### ・採用試験、採用説明会関係

電話番号：073-441-3763

メールアドレス：e2101001@pref.wakayama.lg.jp

#### ・インターンシップ関係、合格者説明会

電話番号：073-441-2138

メールアドレス：e0102001@pref.wakayama.lg.jp

※各窓口受付時間：9時～17時45分（土日祝、年末年始除く。）

### ○プライバシーの保護について

相談及び事実確認に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重し、相談者や関係者から知り得た秘密は厳守します。